

表紙 浦島明神縁起

解説は26ページ参照

題字デザイン・桑山弥三郎

カット・林美紀子

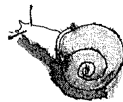
もくじ

文化庁創設10周年を迎えて……………犬丸 直…………	4
日本文化の振興と行政の役割……………今 日出海…………	6
文化庁事始……………安達健二…………	8
文化財保護の残された問題……………安嶋 彌…………	10
文化庁創設10周年への各界の声……………	12
文化庁10年の歩み……………	18
文化庁日誌……………	27
民俗歳時記シリーズ 6月	
六月祓い……………神野善治…………	28
——茅の輪と人形——	
美術館・博物館・文化施設めぐり⑬	
リビング・ミュージアムをめざして……………	30
——北九州市立美術館——	
国立劇場ニュース……………	31

文化庁創設十周年を迎えて



犬丸 直
(文化庁長官)



文化庁は、昭和四十三年に創設されて以来十年の歳月を経て、本年六月十五日に創設十周年を迎えることとなりました。

文化庁の生まれた直接の動機は、昭和四十三年度に政府全体の行政機構の簡素化のため、各省庁を通じて一局を削減することになったことにあります。このとき文部省では、当時の文化局と文化財保護委員会とを総合して文化庁を創設することによって対処したのです。しかしこのことは、単に行政簡素化の効果を生んだにとどまらず、同時に文化行政が一元的に処理されるようになり、中央・地方を通じて文化行政体制の整備につながるといふ好結果を生むことができました。

このようにして発足した文化庁が、年々充実・発展をとげ、ここに十周年を迎えることができるのは、初代文化庁長官の今日出海先生や歴

代の文部大臣をはじめとして、先輩の諸長官、文部省当局、都道府県・市町村の教育委員会、審議会委員の諸先生など関係の方々から、文化行政について御理解と御協力を得た賜であり、本誌をかりて厚く御礼を申し上げるところであります。

ところで、この十年を振り返ってみますと、文化行政はいろいろな面で飛躍的に発展しております。

文化行政の制度の面では、第一に、昭和四十五年に著作権法の全面改正が行われ、著作権等の権利の保護を厚くするとともに、著作物等の公正な利用に留意して著作権等に合理的な制限を課すなどの整備が行われまして、著作権保護は最近の国際的水準に近づくことができました。第二には、昭和五十年に文化財保護法の改正

が行われ、近年の社会経済の変化に対応するとともに、文化財保護の充実を期すため、埋蔵文化財の保護の制度の整備、民俗文化財の範囲の拡充、伝統的建造物群保存地区制度や、文化財保存技術の選定制度の創設などが盛り込まれ、今後いっそう文化財の保護が充実することが期待されます。

第三には、昭和五十一年度文化行政長期総合計画がまとめられ、今後十年以上の将来を見通した文化行政のあり方が提言されております。この中では、参加する文化活動の促進や文化拠点の多極集中化、地域特性を生かした地方文化の振興、文化の国際交流の促進などの必要性が特に強調されており、今後の文化行政推進の指針として尊重していきたいと考えております。次に、この十年間における文化庁の予算の伸長に触れてみますと、創設の昭和四十三年度においては、四九億六、〇〇〇万円であったのが、昭和五十三年度には三三四億六、〇〇〇万円になり、約六・七倍に伸びております。国の一般会計の予算額はこの間に五・九倍に伸びておりますから、平均以上に伸びているといえますが、文化の重要性は今後増大するばかりであり、これに対応するためには、いっそうの努力をしなければならぬと思います。

国立文化施設や研究機関については、奈良国立文化財研究所に、昭和四十五年平城宮跡資料館、四十九年に埋蔵文化財センター、五十年

に飛鳥資料館がそれぞれ設置されて、美術・建築・埋蔵文化財に関する研究体制が整備され、また、昭和五十年に国立国語研究所に、日本語教育センターが設置され、外国人に対する日本語教育の推進体制の整備をみました。さらに五十二年には、大阪万国博覧会当時の万国博美術館を活用して、日本の美術の生成と発展を世界の美術との関連で明らかにしようというユニークな目的をもった国立国際美術館が設立されました。また、同年に、東京の旧近衛師団司令部を改修し、東京国立近代美術館の工芸館としてオープンし、重要文化財である建物を公開するとともに、陶磁器・金工・染織・漆器等我が国の工芸を展観する美術館としての機能を果たすことになりました。

さらに、文化庁の事業面でみますと、芸術文化の振興については、こども芸術劇場や移動芸術祭を創設するとともに、青少年芸術劇場の拡充を図り、優れた芸術鑑賞の機会の提供が図られたほか、芸術的創作活動を奨励するため芸術関係団体補助を充実し、また芸術祭は、昭和五十一年に三十周年を迎えております。

また、地方文化の振興の点では、都道府県や市町村における芸術文化活動事業の助成や地方の文化会館の建設補助が促進されました。

文化財の保護の面では、前述の文化財保護法の改正のほか、昭和四十五年に飛鳥・藤原宮地域における文化財保存対策が閣議決定され、そ

の後のこの地域における保存事業推進の基礎となりました。また、昭和四十七年には日本国中に明るい話題をふりまいた高松塚古墳内の壁画が発見され、古墳は特別史跡に、壁画は国宝に指定され、これらの保存に万全の対策が立てられております。しかしながら、一方、各地における開発事業が進行する中で、特に埋蔵文化財の保存と開発事業の促進とが度々二者択一の問題となる場合が生じ、両者の調和が図れるよう調整に努力がなされています。

国際交流の面では、モナ・リザ展の開催があげられます。昭和四十九年に世界の至宝といわれている「モナ・リザ」展が文化庁・フランス政府の共催で東京国立博物館で開催され、一五〇万人の入場者をみました。

文化庁十年間の重要な動きを振り返ってみましたが、私は、この十周年を機会にして、文化行政は、過去の実績に立ちまた新たな視点を加えて、次の十年あるいは二十年の発展を期す必要があると思います。

昭和三十年代以降における経済成長や技術革新はめざましく、また都市化の進行や余暇時間の増大が進んでおり、このような社会経済の変化の中で、人々はこれまで以上に心の豊かさを求めるようになり、芸術や文化に期待する声がいっそう強くなってきております。

このことは、各種の調査結果にも表れており、

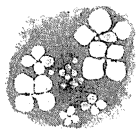
たとえば、文部省が昭和五十二年に行った生涯教育の実施状況等に関する調査では、今後学習を希望する内容として、「芸術・芸能・趣味に関すること」が四五パーセントと最も高い数値を示しており、「日常生活」(三九パーセント)や「職業」(二七パーセント)や「教養」(二六パーセント)に関することより希望者が多いことが示されております。

国や地方公共団体の文化行政は、このような国民の文化に対するニーズを的確に把握し、これにこたえるよう努力する必要があると思います。

もちろん、これまで進められてきた事業の継続が重要であることは言うをまたないところであり、特に、現代芸能の殿堂をめざす第二国立劇場、我が国の歴史や民俗を明らかにするセンターとなる国立歴史民俗博物館のほか、国立能楽堂、国立文楽劇場など計画途次にある国立文化施設の整備には積極的に取り組んでいきたいと存じます。

文化庁創設十周年にあたり、六月二十七日には国立劇場において記念式典が開催され、文化行政に対する功労者が表彰されるほか、明治以降の文化行政のあゆみと現状をまとめた出版物も刊行する予定であります。十年を機に、過去を振り返るとともに新たな出発の契機と致したいと存じます。

日本文化の振興と行政の役割



今 日出海

(初代文化庁長官
国際交流基金理事長)

今から十年前、文部省の文化局と文化財保護委員会とを統合して文化庁ができたが、文化庁のねらいがどこにあり、またどのように文化を伸ばしていくべきか、十分には分らないままに初代の長官に就任した。

当時、外国には文化省や文化庁が設けられている国が幾つもあった。日本になかった理由としては、当時文化行政は文部省の中にあつて教育のつけ足りみたいであり、大部分の日本人は「文化の価値」というものを知らなかった。これではいけないという気運が高まっていたのも文化庁が生まれた理由である。

当初の文化庁の規模としては——将来のことを考えるより、はじめが大事であるので——当時の予算を前提にして進めることになった。そ

の予算というのがごくわずかであり、文化局と文化財保護委員会とを合わせても五〇億円に満たなかった。

ただ、仕事の面では、文化財保護委員会というのが以前からあつて、それなりの伝統があり、その中にいる、いわゆる研究職員はよく勉強し、「文化財のことならだれよりも知っている」という自信を持ち、また新しく入ってきた研究職員も文化財保護に対する熱意を持っていた。文化庁ができて十年たつが、現在もそういう気風を持っていてと思う。そういう人たちがいたということは、創設当時の文化庁にとって非常に心強いものであつた。そういう気風は、文化財保護委員会時代から文化庁時代を通しての文化庁の中の一つのりっぱな伝統であると思う。そ

るはずである。そこに地方文化振興の意義があると思う。

文化庁ができて十年たつが、これからの文化庁の使命というか構えとしては、まず文化庁の職員が「文化」というものを愛すべきである。すべての人がそうなるというのは不可能ではあるが、「文化庁の職員は、なんとなく文化を愛している」、そういう雰囲気を感じられるということが大事ではなからうか。そのためには、やはり人事面での配慮も必要と思う。

文化というものは、これこれが「文化」であると言って箇条書きにできるものではなく、ばく然としたものである。文化がそういうものであるから、「文化性」というものは大事だと思ふ。「文化性」というのは、流行を追うことではない。しかし、日本では非文化的なことがたくさんある。たとえば、私の住んでいる鎌倉は一月、二月という時期が一番いい時なのに、その時に限って毎年道路工事をやっているし、桜の名木の保護の仕方にもまずいところがある。平和を愛するには平和人になるのが大切であるように、文化を愛するには文化的であるべきである。

日本で文化庁ができたのは、わずか十年前であるということは、文化において後進国であると言える。日本にはりっぱな伝統文化があると

れは人為的な伝統であるというよりも、日本の文化が伝統的に非常に優れていたためであつたからだと思う。

文化庁には文化部と文化財保護部というものがあるが、文化財保護部には前に述べたとおりりっぱな伝統があつた。

しかし、現代文化をつかさどる文化部としては、現代文化の振興ということ自体が難しい問題であるため大変苦労をした。私が思うに現代文化の振興ということは非常に難しいことであると思う。

「現代」ということはよく考えてみると非常に難しい問題であり、なかなかつかみにくいものである。したがって現代文化の振興に対処するには、あまり口を出しすぎてもいけないし、引っ込みすぎてもいけない。ただ縁の下力持ちに徹するに限ると思うが、一方では、現代文化に関し鋭い感覚を持ち、よく観察することが必要である。

文化庁の使命の一つとして、伝統的な文化と現代文化との調和をとることがよく言われるが、二つの調和というのは、難しいことであるし、また調和させようという働きかけをしてでもできるものではないし、そういうことをしてもいけない。

現代文化というものは、伝統文化をたたく

いうことは日本人の中に文化的血液が流れているからである。文化庁はその血液を常に新鮮にすることが大切である。ただ予算を増やすことばかり考えていては、本当の文化行政はできないのである。

文化庁で行っている「美をもとめて」というテレビ番組は、非常にすばらしい番組であると思う。私も日曜日はその番組があるので朝寝もできないくらいである。こういういい番組はますます充実していかなければならないと思う。十年前は文化庁の存在を知っている人はほとんどいなかった。しかし、今は文化庁というものをほとんどの人が知っている。「美をもとめて」という番組によって地方の人々にも文化庁の存在がわかったと思う。

この十年の間に、世間に文化庁がどのくらい大きな影響を与えたかを考えると気楽に休息してはいられないが、わずか十年の功績としてはみごとにたまたまであると言えよう。これは文化庁全職員の努力のたまものであると思う。どのような仕事でもりっぱな仕事であるが、特に文化庁の仕事というのは確かにりっぱなよい仕事であると考えられる。平和国家はもちろん、文化国家といえるような国になるため一層の努力をお願いする。

(談話筆記)

文化庁事始



安達 健二

(第二代文化庁長官
東京国立近代美術館館長)



昭和四十三年六月十五日、灘尾文相、今文化庁長官、それに次長の私が並んで、文相墨書の「文化庁」の標識が文部省の玄関にたてかけられるのをみづめている写真が『文化庁月報』の創刊号に載っている。そのあとであったと思うが、今長官から「文化行政は事務だけでなく、文化一般に対する見識をもって当たってほしい」という旨の訓示があった。もうあれから十年の歳月が経って、文化庁の名も国民に広く知られるようになり、その仕事も年々発展、定着してきたようであることに喜ばしい。この十年のうち七年間、次長、長官として文化庁に働きたただけに語りたいことは山ほどあるが、詳細な報告はそれぞれの信頼すべき当局者が記されるであろうから、私は創設当時の思い出の二、三を書き記して責をふさぐこととしたい。

ところで、文化庁の創設は、当時の佐藤総理が、昭和四十二年十一月渡米に先立って、全省庁を通じて一局削減の方針を指示し、それに対応する文部省の苦心の案で、文部本省の旧文化局と外局の文化財保護委員会とを合体して出した。それに、文化関係の知人も多くなり、文化行政にも関心を深めてきていたので、文化庁次長に任命され、新しい意欲をもって事に当たることができた。

文化庁が発足すれば、文化庁の当面の基本方針を明らかにしておかなければというので、当時文化局審議官をしていた内山正君や文化財保護委員会事務局次長をしていた小川修三君などと相談して、「文化庁の当面の重点施策」といったものをまとめて、すでに長官に内定していた今さんと連絡をとった（今さんの文部省在職中、私も同じ文部省に勤めていたが、仕事の上での関係はなく、面識も全くなかった。指定されたのは銀座八丁目とある喫茶店の二階を占めていた「月曜クラブ」の会議室であったと思う。私たちがまとめた文化庁の当面の基本方針には「文化庁の発足にあたりわが国の伝統的な文化財の保護に万全を期するとともに、芸術文化の振興のために、積極的施策を講ずることを基本態度とし、これらの行政を一体的に推進したい。また地方に対する芸術文化の普及には特に力点をめきたい。芸術文化の振興については、あくまで、文化人や芸術家の自主性を尊重し、それらの活動がより自由に活発に行なわれるよう側面から援助すべきものと考え」という前文につづいて九項目の具体的施策を列記しておいた。今長官はこれをみて、「これで大抵いいでしょう。地方における文化の問題を特に重視したいね」とだけいわれた。

こうして、文化庁事始になるわけだが、私が

発したものであった。消極的といえはいえる一般行政方針に沿いつつも、結果的には文化行政の積極的推進体制が誕生したわけである。

行政組織的にみれば、課の数にしても定員にしても全く変更はなく、文化財保護委員会委員長、同事務局長、文化局長の三つの常任の高級ポストが長官と次長の二つに減少することになったのだが、一般では文化に関する役所が新しく出来上がったように感じとる向きが多く、文化関係者にとってみれば頼るべきよりどころがすっかりとつかめた感じであったろう。

昭和二十四年に制定された文部省設置法（私自身当時の大臣官房総務課にあってその起案に当たったのだが）では、文部省の任務は「学校教育、社会教育、学術及び文化の振興及び普及を図ること」であると定められているところ、伝統的文化財の保護については、昭和二十五年以来文化財保護法の下で文化財保護委員会（いわゆる合議制の執行機関）が設けられ、行政実績をあげてきたのに対し、新しい芸術文化の振興・普及の面では、社会教育局や調査局の中で、細

次長として心がけていたことを思いつくままに記してみよう。

まず第一は、今さんのようななりっぱな長官を迎えたのだから、その抱負をできるだけ行政面に実現するよう最善の努力をすること、また今長官は民間から役所に入られたのだから、役所はいやなところだといった感じをもたれないよう細心の注意を払うよう職員みんなに協力してもらうことだった。今長官は役所のしきたりもそれなりに理解され、私に対しては信頼してくださったと思う。今長官と役所で仕事の話をすることはもとよりであったが、昼休み、虎ノ門の行きつけの地下レストランで雑談のうちに新しい仕事の考えなどいくどか話し合ったことをなつかしく思い出す。

第二に、新しい役所が発足するのだから、行政としての慎重さを期する必要があるものの、万事積極的に、常に前向きで仕事をすることを心がけた。もし積極性に欠けるところがあれば、文化庁設置の意義は半減したであろう。私は事あるごとにこのことを職員諸君に訴え続けてきた。

第三は、文化庁は、官房、文化部、文化財保護部から組織されることとなったが、課そのものは旧文化局と旧文化財保護委員会事務局当時のものとほとんど変わらなかったのだから、こうした体制下で、いかにして芸術文化行政と文化財保護行政との一体的運営を期するかということであった。人事面でもそのニュアンスを出すようとして、小川文化財保護委員会事務局次長

々と取り上げられてきたといっても過言ではないであろう。芸術文化関係者の間ではこの点を遺憾とし、文化行政機構の改組・拡大を望む声が強くなり、昭和四十一年文部本省に文化局が誕生したのだった。文化局は、短命二年にして文化庁に統合されることとなったのであるが、一般には文化局の庁への昇格と受け取る人も多かったようだ。

こうした背景に加えて、初代長官に今日出海さんのような著名な作家を迎えたことも、文化庁についての一般のイメージ・アップにつながった。昭和四十三年春の総理招待芸術文化懇談会の席で、佐藤首相は「文化庁長官には皆さん方のような人の中から選びたい」と語って民間人起用を示唆した。今さんは終戦後間もないころ、一年間ほど文部省の芸術課長の経験もあるし、佐藤総理とも親しい関係をもっておられたのだから、初代長官として最適任者を得たのである。

こうした行政機構の改革があれば当然幹部の人事異動がある。しかも、文化局が消滅すれば当時文化局長だった私の身分に変動が起こるのは当然である。昭和三十八年から始められていた著作権法の改正作業が進んで、昭和四十三年四月には、私たちが中心になってまとめた著作権法案が閣議決定を経たものの、国会に提出されないという変則的な状態にあった。七十年ぶりの著作権法の全面改正はまさに世紀の事業ともいえるもので、これをなんとしてでも仕上げなくてはならないと、私なりの使命感に燃えて

を文化部長に、内山文化局審議官を文化財保護部長にチェンジしてもらった。

第四は、文化庁の存在や仕事を一般に理解してもらうには、よい仕事の実績を重ねることが基本だが、その努力を広く世に知ってもらうPRも大事だと思った。文化庁の一般広報誌『文化庁月報』の創刊は四十三年九月号だった。もう一つ、テレビの放送時間を買い上げる方法も当時から考えていたが、文化庁提供番組として「美をもとめて」が放映されたのは昭和四十七年一月からになった。

第五に、中央に文化庁が創設されたからには、各都道府県にもそれに対応すべき文化行政主管の独立の課ができ、中央・地方を通じて一本の文化行政組織をつくり上げる必要を痛感していた。そこで、全国教育委員長・教育長会議などの機会をとらえてはその必要性を強調して歩いた。

昭和四十三年当時はわずかに六都府県しかなかった文化行政を主管する独立の課は、昭和四十八年には二県を除き、昭和五十一年には全都道府県指定都市に設置されるに至った。

最後に、文化行政の実態を反映する重要な側面が予算にあるということから、文化庁予算の獲得に行政官として最大の努力を試みたことはいうまでもない。文化庁創設当時の昭和四十三年度分は約五〇億円であったが、四十八年度には三倍に近い一五六億円弱に伸び、文化庁発足十年の昭和五十三年度は三三四億円にまでなったのは、喜ばしいことである。

文化財保護の残された問題



安嶋 彌
(前文化庁長官
東宮大史)



昭和五十年に行われた文化財保護法の一部改正は、質的にも量的にも画期的な内容のものであった。当時これに参画された多くの方々の御見識と御努力に心から敬意を表するものである。しかし、私が文化庁に在職した二年間の経験からすると、文化財の保護には制度上も運用上もなお若干の問題が残されているように思う。もっとも、それにはいろいろ困難な事情があつてのこと、早急な解決は困難とは思ふが、今後の施策の参考にしていただくためというのが本稿をしたためた私の微意である。

さて、今年も重要文化財等の新指定がマスコミにぎわしている。マスコミの報道は、指定によつてとたんに重要文化財としての価値が生じたような印象を与えたが、指定物件にはもともそれだけの価値があつたはずである。

ところが、指定以前は実質的に大きな価値を有している文化財でありながら、その保護については現在何の規制もない。現状変更や売買も全く当事者に任されている。いわば野放しの状態である。未指定とはいへ、きわめて価値の

りながらその所在が確認できず、あるいは必要な調査ができないために指定が行えないということでは制度の本旨が泣くのではあるまいか。

次に、重要文化財等の指定は、制度としては所有者の同意を必要とせず、当局が一方的に行い得るものであるが、現実にはその同意を得て行っている。保護は所有者の理解や協力なしには十分には行い得ないという現実がそうさせているわけである。しかし、いたずらに所有者の同意を待ち、そのために指定が遅れ保護の実が上がらないということでは、また制度の本質にもとるといふべきであらう。

重要文化財等の指定は、講学上の「公的負担」に当たる、つまり私権の公法上の制限である。私権の制限については一般にその補償をどのように考えるかという問題があるが、現行文化財保護法にはそれに関する規定がない。その趣旨は、(1)重要文化財等の指定自体は所有者に損害を与えるものではない、(2)私権にある程度の制限を与えるとしても、それは公益上必要とされる合理的な範囲内のものであつて、受認してしめるべき程度のものである、(3)若干の制限があるとしても修理等について相当額の公的補助があり、制限はそれの受ける利益の範囲内のものである、したがって重要文化財等の指定に伴う私権の制限については格別の補償を行う必要がない、ということであらう。

しかし、私的な権利の主張が強くなりつつある今日、このような理論がどこまで維持し得るか、前述した強制調査の問題といわば表裏の問

高いものがなら法制的規制を受けていないということは、矛盾であり、問題であると思われる。年々指定が行われるということは、指定に必要な年数が毎年充足されるということではないのであつて、それは主として文化庁側の調査能力に限界があり、逐次指定を進めていることによるものである(ほかに、あとも触れるように所有者の同意を得がたいという現実もある)。

それでは文化庁の調査能力を増加すればよいからということ、専門家に人材を得ることや定員増を図ることに困難がある。

そこで私の提案は、仮指定という制度を新設し、厳密な検討を経ないでも、おおむね価値が高いと思われるものについては暫定的な指定を行い、現状維持のために必要最小限の規制をとりあえずかけておき、その後計画的な審査を進めて、その結果によつて正規の指定に直すなりまたは仮指定の解除を行うなりの手続をとるということである。現に史跡名勝天然記念物については、緊急の必要があるときには、仮指定を行う制度がある。これを文化財一般に拡大し、同時に「緊急の必要」という要件を緩和するこ

題として一体的に検討してみることがあるように思う。同時に文化財保護行政を円滑に進めるという政策的観点から、保護に必要とされる最小限の経常的経費、つまり管理費についても所有者の経済力を考慮しながらその補助について検討すべき時期に来ているのではあるまいか。建造物の屋根の葺き替え経費が現に補助の対象になっているが、これは見方によつては管理費の補助にすてに手がつけられていると見ることもできるのである。

修理や維持に多額の経費を必要とする文化財を有する社寺をこくわずかな氏子・信徒等の力で維持しなければならないというケースがある。文化財の保護は第一次的には所有者の義務であつて国はこれに補助をするにとどまるといつても、このように所有者自身がほとんど無資力といった場合には、対応に窮するのである。現行法には管理団体の指定に関する制度があつてこうした場合に適用されるものであるが、管理団体として指定された地方公共団体が経済的に乏しい社寺の援助を「全面的」に行う場合には、宗教活動との関連について法令上問題が生ずる可能性がある。イギリスにナショナル・トラストという文化財保護のための組織がある。これと同じ方式というわけではないが、経済的理由あるいはその他の事情から文化財を保護する能力の弱い所有者の委託を受けてその保護に当たる、国または地方公共団体とは別個の組織の新設を検討すべきではないかと思う。また、管理能力を欠く文化財の所有者に対しては、その管

とを検討してみてもどうかと考える。

戦前には「重要美術品」の指定制度があつた。これは玉石混交のうらみがあつたということではもう一度考えてみる必要があるのではないかとと思う。前の東京国立博物館館長の稲田さんもこれと似たお考えであつたように聞いている。重要文化財の指定を厳格にし、指定されたものの保護を十分に行うということに異存はないが、その周辺、相当な価値のあるものを全く保護の対象外としておくことには問題があると思うものである。「仮指定」とともに「準指定」の制度の新設についても検討してみたいかがであらうか。

重要文化財等の指定を行うためには、いうまでもなく事前に十分な調査が必要である。ところが、現行法では強制調査の権限が当局にはない。すなわち、某所に国宝級の文化財のあることがばば間違いないという場合であっても、調査を相手方の同意なしに行うことはできないのである。現に文化庁から規制を受けることをきらつて調査をかたくなに拒んで受ける向きがあるという。にもかかわらず、そうした国宝でないし重要文化財級のものが海外やデパートで自由に展示されている。文化庁の調査官はデパートでケースのガラス越しに調査するということになる。また、そうした展示が保護上問題がある場合でも文化庁は何の手も打てない。私権あるいは国民の自由を尊重すべきことは当然のこととして、せっかく重要文化財等の指定の制度があ

理委託を強制し得る方式をもあわせ検討すべきではないかと考える。そして、この組織にはかなり大幅の公的補助が必要とされるであらう。

最後に、私立博物館の窮状について触れておきたい。私立博物館のうち収入で経常費をまかなっているものはきわめてわずかであるといわれている。大きな基金をもち、あるいは後ろだての大企業から補助が期待できるものはよいとして、そうでない私立博物館は管理要員の人員費はもとより光熱水料も支払えない状態にあるという。博物館法は登録博物館に公開を義務づけているが、このような困難な状況にある博物館は公開すればするだけ赤字がかさむため、勢い「開店休業」となり、さらに事態が悪化すると所蔵品の売り食いが始まるという。近年私立学校に対する経常費の補助が大幅に増額になっているが、私立博物館の窮状を聞くにつけ私立博物館の実体の調査とこれに対する援助の問題も、検討の日程に上すべき時期に来ているのではないかと

思う。

以上のほか、重要文化財の指定基準の問題、文化財の海外流出の問題、文化財の環境保持の問題、文化財の公有化の問題、税制との関連の問題、博物館行政の一元化の問題、文化庁と文部省との関係等触れるべき問題は多いが、紙数の関係で別の機会にゆずることにしたい。

(昭和五十三年四月九日)

文化庁創設十周年への各界の声

文化庁創設十周年にあたり、編集部では文化行政と御関係の深い各界の有識者約五十名の方に御意見を求めた。回答を頂戴した二十八名の方々の御意見を五十音順に掲載する（なお敬称は省略させていただき、また表題のなかった御意見には、編集部で適宜付けさせていただいた）。

十年の歩み

有光次郎

終戦後、文部省を廃して教育委員会に改組し、別に文化省を設置するがよいという意見が一部にあった。法隆寺金堂失火が誘因となつて文部省に行政委員会としての文化財保護委員会ができ、ついで文化庁が省内に置かれた。この両者が合体して文部省の外局として文化庁が誕生してから、十年が経過した。その間に、いろいろな懸案が次々と解決していくのを見るにつけ、また広い分野にわたつて新しい世代の要請に基づき施策が逐次うち出されていくのを見て、文化庁十年の実績を、わたくしは高く評価したい。

（映倫管理委員会委員長）

第二国立劇場の早期実現を

江口 博

文化庁の創設は、わが国芸術文化の行政上で画期的なことであつたと、いまにして思い知られます。それは、この十年間に文化庁が施策・実行されたかずかずの業績が、よくそれを実証してあまりがあります。特に、私とは関係の深い舞踊芸術の向上・発展につくされた功績を高く評価します。それによつて舞踊芸術がいかに活気づき、飛躍的な上昇をとげたかは測り知れないほどです。この上は懸案の第二国立劇場が一日も早く実現しますよう、なおいつその御努力を期待してやみません。（舞踊評論家）

美術情報の集中管理とその活用のために 新設国立機関を

大島清次

美術館活動の中樞は申すまでもなく学芸活動です。その活動のかんりの部分がまた、美術情報の収集・保存・調査・研究にあることも周知のとおりです。しかし、今や世界の美術情報は質量ともに膨大なものがあり、これを各美術館がそれぞれの立場で独自に処理するというのは至難です。どこかで集中的に、例えば国立の機関

文化庁と文部省

伊馬春部

文化庁が創設されてより、はや十年とはおどろくありませんが、それにつけても、十年も経っているのにと、なさけない思いをすることがあります。

それは文化庁と文部省の区別のつかぬ人が、いまだに多々あるということです。例えば芸術祭ですが、大賞のことを大賞賞と平気で言つたりしています。これは芸術選奨に文部大臣賞があることからの混乱かもしれませんが、文化庁即文部省と思ひこんでいる人が案外多いのには、ほんとうにおどろかされます。（放送作家）

平城宮跡の整備を

奥田良三

を新設して集中管理し、美術館や大学や研究者の用に供するようにしたらどうでしょう。フィルムや版画も含めて。（栃木県立美術館副館長）

先ごろ、平城宮跡整備のための「平城遺跡博物館基本構想案」が示され整備への第一歩を踏み出すことになったが、本県としてもかねてから買取その他同遺跡の保存に努力してきただけに、非常に喜ばしいことである。

この上は、発掘調査を促進して史実を究明するとともに、スタッフを整え一日も早く大極殿その他平城宮のありし日の盛況が国民の皆さんに理解できるような姿で整備・復元されんことを切望するものである。（奈良県知事）

宗教行事をめぐる

小口偉一

文化庁主催の包括宗教法人等管理者研究協議会（本年三月）は、まことに有意義な会議であつた。この種の会議は、宗教法人法が基底にあるため、法律上の解釈が中心になるのは当然かもしれない。しかし、例えば「宗教法人の事業」に関連しては、憲法第二〇条の「宗教上の行為」

なさけない文化先進国

内村直也

文化庁創設十年というが、日本の文化行政は、教育行政と比較してはなはだおくられている。社会教育法、スポーツ振興法があるのに、文化振興法がないということは、どういうわけだろう。予算の面でも、ほかの文化先進国と比較して、なさけない現状である。文化庁がこれからしなければならぬことはたくさんある。国民に、文化国家としての誇りを持たせること、なかなしく、地域文化を振興させて、その劣等感を払拭することが急務である。（劇作家）

・「行事」・「宗教的活動」などの意味内容について、宗教学上の見解も考慮されねばならないと思う。特に「行事」については、宗教芸能や祭儀との関係もあるので、宗務課と他の部局との間のより密接な連携が必要であらう。

（日本宗教学会会長）

文化庁と私

草笛光子

あれは四年ほど前のこと、移動芸術祭文化庁主催のプログラムにミュージカルを加えようとオペラや新劇の方々に交じつてお願いに上がったのが、私と文化庁とのじかの出会いの始まりでしょう。

私にとつてもっと身近な存在であつてもよいのになと思ひつつ、設置十周年のおめでとをを申します。

この次の十年までには、私の仕事もできる第二国立劇場がすつかり出き上がつておりますように――。

（俳優）

文化庁を文化省に

栗原小巻

「文化国家」という言葉は、日本人の、それも文化関係者とは思われない人々が、好んで使う

言葉のように思われます。歴史の積み上げの中には、そうしたことも言えませんが、現時点では、それはほど遠い感じですが。

第一に行政の府は、先進国なみに「省」であってほしいと思います。これは役所の格上げということではなく、国家の文化に対する姿勢の問題といえましょう。その自負があつてこそ、「文化国家」という言葉も実感ももてるのではないかと思います。

(俳優)

日本文化と文化庁

坂本太郎

文化庁の所管業務は余りにも雑多である。歴代の長官はじめ関係諸官が努力して、文化庁今日の隆盛を築かれたことには敬服するが、それがそのまま日本文化の興隆にはならないと、私は思う。文化庁の扱う文化と、世間一般の通念としての文化には、範囲の上で大きなギャップがあるからである。文化庁を文化省に昇格せよという人があるが、それには文部省、文化庁の部局を統廃合して、文化省は誰もが納得する文化全般を扱う所としなければならぬ。

(東京大学名誉教授)

今日庵が重要文化財に指定されて以来、私はこの草庵を日本人の一人として客観的に眺めることが多くなりました。そして、その構造の中に自然との調和を生活の場に強く求めているかの数々を発見し、大きな教訓を得ています。年々歳々失われてゆく日本の自然の美を見ることが、それが人の心にどう響くかと案じられてなりません。コンクリートの中で育つてゆく今の子供たちの将来を思うとき、いよいよ古来の伝統文化を守り育てなければとわれとわが心に誓うことの多い昨今です。

(茶道裏千家家元)

「文化財保護」のために

宗 知信

近ごろ埋蔵文化財など土地に密着した文化財の取り扱いが地方文化財行政にとって深刻な問題となっている。静岡県はこの種の文化財が六三〇〇余件と豊富なため、おのずと行政の焦点もこうした文化財の保護と開発事業との事前調整に重点がおかれている。しかし、文化財側の力は弱く、その上調査者不足と調査基準の不明確さも加わって、調整が難航し、一步誤れば損失補償の問題すら起こしかねない。国はこうした実態を十分理解され、今後調査費用の負担区分、損失補償、調査基準等を明確にされるとともに、派遣文化財主事制度の法的措置等地方公共団体の体制をより強化できるよう積極的な行

経済と文化

佐治敬三

文化とは、「人間らしく生きたい」という願望が生み出す有形・無形の創造ではないだろうか。そうした生活の夢にこたえ、未来を切り拓くのが経済本来の活動である。まさに文化と経済は、その最も深い所で土壌を同じくし、ともに極めて人間的であるが故に時代精神の交替と波長を等しくする。

今、私たちに必要なのは、日本文化のルネッサンスにかけける気概であり、それは必ずや日本の経済にも伸びやかな魅力と光彩をもたらすであらう。

(サントリ―株式会社社長)

大衆芸能の向上を望む

三遊亭金馬

創設十周年、お祝い申し上げます。おかげさまで、演芸資料館(通称国立演芸場)が、来春開館される運びになりましたことを、心より御礼申し上げます。

今後は、移動芸術祭とか、芸術劇場等に、演芸をどしどし組み入れていただきたい。

願わくは、文化庁主催の、大衆芸能祭といったものを、全国で開いていただけたらと、これは、

政方針をうち出していただきたい。

(静岡県立中央図書館館長)

国立文楽劇場の設立を期待

竹本越路大夫

創設十周年お慶び申し上げます。文化行政の多種多様さは一般人の知識をはるかに越える広範囲に及び、十年の間に行われた業績とはとても思えぬ苦労がうかがわれます。現在私の身近な問題としては、国立文楽劇場の設立があります。新聞の報道で一喜一憂するばかりでしたが、今年度文化庁予算に基本設計準備費が計上されているのは、その具体化の端緒でありましょう。予算、人事等先行問題の多難さも察せられますが、演じる側の私たちにとっても、舞台構造をはじめ運営、企画と完成途上のどれひとつをとっても大切な事柄ばかりです。実現までの一步一步を詳細に識り、確かめ、理想に近くありたいとねがうのは私ばかりでなく、文楽人ひとりひとりの夢と希望でございます。

(重要無形文化財保持者・文楽)

九州に国立博物館を

谷口鉄雄

東京都とその周辺や近畿地方には国立の文化

我々全員の夢であります。

大衆芸能向上に、力を借してください。

(落語家)

音楽を通して人々に夢と希望を

菅原洋一

文化庁創設十周年おめでとうでございます。昨年、貴庁の芸術祭に、初めて参加させていただきました。大衆芸能部門で優秀賞を受賞させていただきました。年頭に受賞式に出席させていただき、その緊張感とともに賞の重みを改めて感じた次第です。

私自身も今年歌手生活二十周年を迎えます。これまでの経験を生かして新たな出発をすべく心を正しております。文化とひとくちに言っても、すべてを語れるものではありません。私は私なりに、その音楽の、その中の、ポピュラー音楽の中で国境のない世界、愛のある世界を歌いつづけていくのが使命だと思っております。私の歌が、ひとりでも多くの人に夢と希望を与え、心の豊かさを満たす上に、なんらかの役割に立てればと思っております。

(歌手)

自然との調和

千 宗室

施設が多数あるが、地方には国立の文化施設が非常に少ない。国全体の文化の健全な発展のためにも、地方へ国の文化施設を拡充することにもっと力を入れて欲しい。例えば九州は、日本の文化の発祥の地であり、歴史的にも海外文化の移入の地としてその文化的役割は絶大であった。無数の装飾古墳の存在や、大宰府を中心とする古代文化の遺跡をみても、そのことは明らかであろう。今日まで九州に国立博物館がなかったことが不思議であり、早期にその実現を望んでやまない。

(北九州市立美術館館長)

文化の永遠性

南部哲也

文化庁創設十周年おめでとうございます。私は人類のあらゆる活動の最後に残るものは文化のみであると思います。特に、千年、二千年単位で歴史をふりかえってみる時、その感を深くします。今日の日本では千年どころか百年後に何が残るのか。変化のはげしい時代こそ、不変のものは何かを反省する必要があると思います。この立場から二十一世紀にも残りうる居住環境の整備を心がけたいと念願しております。

(前日本住宅公団総裁)

芸術創造と著作権

野村義男

わが国は、さきごろ芸術創造の保護を図る最近のベルヌ著作権条約ならびに万国著作権条約の当事国となった。新著作権法の制定と相まって、イギリスなどに先んじて、世界一流の創造保護国となった。往昔は、コメディ・フランセーズの上演は初日に盗速記され、ブラッセルなどで、翌日海賊出版された。フランスはりっぱな著作権法をつくり、善は伝染する（Contagion du Bien）とした。伝染は急速で、諸国は競って創造保護の国内法を制定した。このマキシムを十周年記念に捧げたい。（著作権審議会副会長）

創設十周年を祝して

服部良一

今日出海長官以来、安達・安鳴の音楽・文化に造詣深く理解ある三長官に感謝し、現在の長官はじめ関係各位の日常の献身的な文化行政に対する御努力は作曲家として心から欣快に耐えません。創設十周年に当たり、深甚なる謝意と今後の御協力をお願い致します。（作曲家）

日本語教育について

前田陽一

文化庁が近ごろ外国人に対する日本語教育の問題を正面から取り上げるようになったのは、昨今の国際情勢に照らしてはなはだ喜ばしい。しかし、その速度はもっと早める必要がある。例えば、国立国語研究所の日本語教育センターが少人数で始めた基礎研究などは、いずれも十年、二十年も前から始めていて、世界各地での現場の要求に既に応じているべきはずのものはかりである。研究員の飛躍的增加が望まれる。（国際文化会館専務理事）

次の十年——文化省を

三上次男

文化庁ができて十年。その間いろいろと注文をつけてきたが、とにかく文化行政はそれ以前にくらべると格段の進展をみたと思う。組織の整備が文化政策をおし進めるテコになったのは事実である。次の十年の文化庁は、山積みする目先の仕事のみに眩惑されず、文化政策については少なくとも十年先・二十年先の長期計画を衆知を集めて考えて欲しい。その際外国との文化交流の増進をお忘れなく。いずれにせよ強力

伝統的建造物群の保存について

早川慶明

長野県木曽郡南木曽町妻籠宿の端で中山道ぞいの土地（田畑原野）が、所有者（製材工場を経営）の経営不振による多額の負債返済のため売却処分が必要に迫られる状況となり、放置すれば観光目的の外部資本が入りこみ景観をそこねるおそれがあります。

妻籠宿を守る会が先に立って研究中でありますが、多額の金をとまうため名案がない。町においても種々問題があり、取得保持する力もなく対策に苦しんでいます。

地区内は建造物の規制はできても絶体的規制はできない状況です。

地区内の土地を外部資本から守り、歴史的景観をそこねないために、国において救済措置ができるようお願いいたします。

（長野県木曽郡南木曽町町長）

文化庁十周年に寄せて

林修三

「文化」ということは、いろいろな意味に使われるが、現在では、人間の知的活動に基づき精神的・物質的所産というのが代表的な意味

文化省の設置が必要である。

（東京大学名誉教授）

美術館・博物館のコレクションの充実を

山崎富治

かりに私が野党の国会議員だったら「三〇〇億ドルもの外貨がたまりすぎて困っているのに、文化庁予算として一億五、〇〇〇万ドル（三三〇億円）しか計上できないのか。それで文化国家と言えるか」と文部大臣に迫っている。もちろん、そんなしやれた代議士なんか一人もみつからないから、三つの国立博物館と四つの国立美術館の美術品購入費を合わせて七億三、〇〇〇万円（三三〇万ドル）がやつとである。せめて十周年一〇億円は欲しかったですね……。

（山種証券株式会社社長）

日本映画の再興を

山田洋次

今日、映画は疑いもなくその国を代表する文化である。にもかかわらず、日本の映画界は大変な危機に面している。おかげに言えば風前の燈と言っているかもしれない。イギリス、フランス、イタリアの映画界が、日本とは比較にならないほどの手厚い政府の保護を受けながら

であろう。法制局長官時代「文化」の定義を聞かれて、そんなことを答えた記憶がある。文化庁の「文化」も、だいたいそういう意味であろうと思う。

こういう「文化」の振興・普及を任務とする文化庁という役所が誕生したことは、わが国において画期的なことであった。文化財の保護だけならば行政委員会でもいいが、それ以上に幅ひろく文化の振興・普及を図ろうとすれば、やはり普通の役所のほうが適当である。現にこの十年間の実績はみるべきものがある。今後一層の発展を期待したい。

（元内閣法制局長官、著作権審議会臨時委員）

開発事業と文化財保護の調和を

前田光嘉

全国いたるところに、保存や調査を必要とする遺跡があり、他方道路建設をはじめもろの開発事業を進めなければならないわが国において、この両者が相互に理解と尊重を深め、好ましき調和を図ることが大切であることはいうまでもないが、この際望みたいことは、開発事業の進行におけることのない保存行政の充実強化を図ってほしいことである。特に、現状にかんがみ、分布調査の精度を高めることと遺跡の価値判断の基準を明確にすることを急いでもらいたいものである。（日本道路公団総裁）

も壊滅に瀕している状況と思う時、我々は儼然とするのである。文化庁が、我々映画人にとって最も親しみのある役所、頼りがいのある政府機関であってほしいと、今ほど切実に思う時はない。（映画監督）

邦楽を学校教育で

米川文字

文化庁創設十周年おめでとうございます。おかげをもちまして邦楽も国の御支援によりその真価が次第に認められるようになりました。私もどもとしては、学校の義務教育で自国の音楽を知ってもらいたいと、昨年度小・中学校に「三曲の基本と指導」という書籍と演奏のビデオを、本年度は第五百面を贈る運動を行っています。国におかれても、邦楽を普及するため、従来から実施されておられる諸政策をさらに強力に推進されとともに、この趣旨にそった各種の新政策を行われますようお願い申し上げます。

（重要無形文化財保持者・筆曲）



文化庁十年の歩み

昭和四十三年度

★文化庁の創設

文化庁の創設前の文化行政は、文部省の文化局と、外局である文化財保護委員会とが分掌していた。

昭和四十三年に行政機構の簡素化のため、各省庁の内部部局について一局を整理・削減することが決定されたが、文部省としては、前記文化局と文化財保護委員会を統合して、一局を削減し、文部省の外局として文化庁を創設することになった。

このように、文化庁の創設は、一省一局削減ということとを直接の契機としたものであるが、これを機会に、文化行政に対する需要増大に対処することにも、文化行政を効率的に推進しようとしたものである。

文化庁はこのような趣旨のもとに、昭和四十三年六月十五日「文化の振興

及び普及並びに文化財の保存及び活用を図るとともに、宗教に関する国の行政事務を行うこと」を任務とし、長官官房（三課）、文化部（五課）、文化財保護部（五課）の一官房、二部と十附属機関の組織で文部省の外局として創設された。

★地方芸術文化活動費補助事業の創設

我が国の芸術文化活動は、中央偏重のきらいがあつて、中央と地方との間の差異がはなはだしく、地方の芸術文化の振興を図ることが極めて重要な課題であつた。このため、国は昭和四十三年度から都道府県が主催する音楽、演劇、舞踊等の公演及び芸術祭などの芸術文化事業に対する補助を開始し、都道府県における芸術文化活動を促進することとした。

また、昭和五十二年度からは、新たに「参加する文化活動費等補助」として、市町村の主催する芸術文化事業に対する補助を開始し、住民が積極的に

芸術文化活動に参加することを促進することとした。

さらに、昭和五十二年度には、都道府県が主催して行う高校演劇、音楽、邦楽祭も補助の対象とし、高校段階での芸術文化活動を促進することとした。なお、昭和五十三年度からは、「県文化活動費補助」と「高校演劇、音楽、邦楽祭補助」を統合し、「都道府県高校文化祭等補助」としてその充実を図ることとした。

昭和四十四年度

★文化振興会議の開催

地方における文化活動の諸問題について研究協議を行うとともに、中央と地方及び地方相互間の連携を密にし、もつて地方の文化の振興を図るため、昭和四十四年度から「地方芸術文化振興会議」を、地方の芸術文化団体関係者、文化行政担当職員等の参加を得て

全国教地区で開催することとなった。

初年度は、全国七地区で開催され、各地区では全体会議のほか、一般、青少年文化、美術、芸能、文芸の五部会で研究協議が行われた。

昭和四十六年度には、新たに文化財部門を設けることとし、名称も「文化振興会議」と改めた。さらに、昭和四十八年度には、部会を芸術文化行政、文化会館、美術館、文化財行政第一、文化財行政第二と改めた。この形式は五十二年度まで続いたが、五十三年度には、部会を地方文化行政、芸術文化、舞台芸術、美術工芸建造物、歴史民俗に編成替えし、一層の改善を図ることとしていた。

★スイス・西ドイツ巡回 日本古美術展

昭和四十四年度の海外展として、スイス・西ドイツ巡回日本古美術展をチューリッヒ、ケルンの二会場で開催したが、我が国の優れた古美術品に対する関心が海外で高まるにつれて、世界

している。

各国において日本の古美術展が開催されており、その回数・出品件数も年を追って増加している。

海外展は、国際的な文化交流を促進し、相互理解を求める上で、極めて大きな役割を果たしている。文化庁としても可能な限り各国の要望にこたえるよう努めている。

文化庁が発足してから、国宝・重要文化財が出品された重要な展覧会は、アメリカ、イギリス、フランス、オランダ、東ドイツ、西ドイツ、ソ連、スイス、メキシコ、ベルギー、中国、デンマーク、スウェーデン、ノルウェーの十四か国、五二か所で行われており、出品された国宝は三九件、重要文化財は二九四件に及んでいる。

昭和四十五年度

★著作権法の制定

現行著作権法は、明治三十二年制定の旧著作権法を全面的に改正したものであつて、最近における著作権保護の国際的水準のつとより、著作者等の権利の保護を厚くするとともに、著作物等の公正な利用に留意して著作権等について妥当な制限規定を整備し、もつて文化の発展に寄与することを目的と

さらに、著作物の伝達を行うものとして、著作権に準じた権利を認めることが必要かつ適切と考えられる俳優・歌手等の実演家、レコード製作者および放送事業者を保護するため、著作権隣接権制度を創設している。

その他、著作権に関する紛争処理のためのあつせん制度等について定め、また著作権等の侵害に対する罰則を整備する等、旧法の全面的改善を図るものとなった。

★飛鳥保存対策の推進

奈良盆地の南端部、現在の明日香村および橿原市のそれぞれ一部に属する一帯は、古代日本が初めて国家を形成した時期にその中心となつた場所であり、宮跡・寺跡・古墳、その他の貴重な遺跡が自然的環境と一体となつて、現在もなお当時をしのばせる形で残されている。

この地域は、大阪市からの通勤圏に入る位置にあるため、昭和四十年代前半から大規模な宅地造成等の開発が波及しはじめ、遺跡や歴史的環境への影響が憂慮されていたが、昭和四十五年その保存問題が大きく取り上げられ、総理大臣・文部大臣等の現地視察も行われ、政府全体としてこの飛鳥・藤原地域の保存および地域住民の生活安定等の施策に取り組むこととされた。

このため、総理府・建設省および文化庁を中心として、歴史的風土審議会および文化財保護審議会に諮りつつ、昭和四十五年十二月、

- (1) 飛鳥・藤原地域の歴史的風土および文化財の保全のため、関係法律による規制地区の設定を進めること。
- (2) 主要な史跡の土地買い上げおよび整備を行うこと。
- (3) 住民生活の向上等のため、道路・河川・駐車場・ごみ処理場の整備等

を行うこと。

- (4) 歴史資料館・公園・宿泊研修施設・周遊歩道等を設けること。
- (5) 国・地方公共団体および民間の一体的協力のため、財団法人を設立すること。

等と内容とする「飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に関する方策について」の閣議決定を行い、以後現在まで関係の省庁は、この閣議決定に基づいて飛鳥・藤原地域の保全と住民生活安定等のための諸措置を推進してきている。

文化庁では、主として次のような事業を行った。

- (1) 特別史跡藤原宮跡、特別史跡高松塚古墳等の指定・追加指定等。
- (2) 特別史跡藤原宮跡、特別史跡山田寺跡、史跡川原寺跡等の民有地の買い上げ。
- (3) 特別史跡藤原宮跡、史跡川原寺跡等の整備
- (4) 特別史跡藤原宮跡、その他の主要遺跡の発掘調査。
- (5) 飛鳥資料館の建設。

★地方歴史民俗資料館の設置

高度経済成長に伴う生活・生産の分野における変革はいちじるしく、民俗文化財の減失が急であつた。このため、

民俗文化財の保護について資料館建設を行い危急の場を打開しようと対策を検討された。折から文化庁では、国立歴史民俗博物館の設立準備が進められており、将来にわたって都道府県・市町村との緊密な連携が必要とされていた。そのため、この施設が民俗文化財にとどまらず、埋蔵文化財や歴史資料の保護の拠点となるよう、昭和四十五年予算要求にあたって「地方歴史民俗資料館」という名称が決定せられ、新規に予算要求をした結果、昭和四十五年度において、福岡県と岩手県江刺市村ほか二館を建設することが認められた。その後、設置の要望はいちじるしく、昭和五十二年までに建設すみのものは、都道府県立歴史民俗資料館七館、市町村立歴史民俗資料館一二八館に達した。なお、国庫補助金は都道府県立七、五〇〇万円、市町村立四〇〇万円、昭和五十三年には県立二館、市町村立四五館の建設を予定している。

昭和四十六年度

★移動芸術祭の創設

東京など一部の大都市以外の地方においては、歌舞伎・文楽等の伝統舞台

芸術、オペラ・バレエ等の現代舞台芸術とともに鑑賞する機会が極めて少ないという実状に堪え、一流舞台芸術を全国に移動・巡回公演し、優れた生の舞台芸術を鑑賞できる機会を提供し、地方における芸術鑑賞の機運醸成を図るとともに、併せて地方在住芸術家の参加を得て、地方独自の芸術の発展にも資することを目的として、昭和四十六年度から始められた。

移動芸術祭、同巡回公演の規模は、地方の要請にこたえ、逐年拡充整備を図ってきたが、昭和五十三年度は、全道府県において、約一七〇公演、公演種目は、文楽、歌舞伎、新劇、交響楽、邦楽・邦舞、オペラ、バレエ、能楽、ミュージカルの九種目を予定している。いずれの公演も、文化庁が公演経費から入場料収入および地元会場費を除いた経費を負担して、できるだけ多くの人々が容易に鑑賞できるよう努めている。

また、移動芸術祭の地元公演として、開催県の属するブロック内に伝承する民俗芸能の公演またはそれ以外の特色ある舞台芸術等の公演を行っている。

★財団法人文化財建造物保存技術協会の設立

重要文化財に対する保護事業は、古

社寺保存法施行の明治三十年から既に八十年間にわたって実施されているが、保存修理事業に従事する技術者には、当然のことながら一般建築技術に加えて、歴史的・伝統的技法に対する高度の熟練と経験とが要求される。戦前には修理事業を府県が直接監督するよう定められていたが、戦後は専門技術者を地方公共団体職員として修理事業の行われる期間だけ任用することができなくなったため、所有者などの事業主が専門技術者を個別に雇用して修理を行うようになり、その結果技術者は身分的にも不安定で、社会的な保障もないことから、転業する者が続出し、後継者も容易に得られず、修理事業の遂行に支障をきたすようになった。このような問題を解決するため、昭和四十六年六月に、文化庁の指導のもとに、財団法人文化財建造物保存技術協会が設立された。

この協会は、重要文化財の保存修理の設計監理を受託する機関として、従来文化財建造物の修理に従事していた技術者を組織化し、設計監理、歴史的技法の調査、伝統的技術の施工指導および記録作成等を担当するとともに、後継技術者および木工技能者の養成確保を図るものである。なお、文化財の修理は、この協会のほかに戦前から継続的に修理が行われ

昭和四十七年度

★高松塚古墳の発見とその保存

高松塚古墳は、飛鳥地方の中心部に程近い明日香村平田地区に所在する直径二〇メートルほどの円墳であるが、昭和四十七年明日香村史編纂のために行われた発掘調査によって、その石室壁面に人物像を中心とする彩色の優秀な壁画が発見された。文化庁では、この古墳および壁画に関して総合学術調査および保存対策調査を外国の学者の参加を求めて実施し、古墳を特別史跡に、壁画を国宝に指定するとともに、現在までに、古墳周辺の土地買い上げおよび整備、石室の空気調整等のための保存施設の設置、壁画の修復等の措置を行っている。

★芸術文化懇談会の設置

芸術文化懇談会は、芸術文化の振興および普及に関する基本的施策について学識経験者の意見を徴し、その推進に資することを目的として設けられた。この懇談会は、文部大臣が文化庁長官の意見を聞いて委嘱する学識経験者をもって構成されており、昭和四十七年六月二十九日に第一回会合が行われて以来これまで十回開催され、芸術文化の振興をめぐる諸問題について論議がなされた。

設置以来、芸術文化懇談会のメンバーは次の五氏により構成されている。今 日出海（国際交流基金理事長）高橋誠一郎（日本芸術院長）福原麟太郎（日本芸術院会員）丹羽 文雄（日本芸術院会員）河盛 好藏（日本芸術院会員）

★優秀映画製作奨励金交付制度の発足

この制度は、優秀な日本映画の製作を奨励・促進し、もってわが国芸術文化の向上発展に資することを趣旨として昭和四十七年度に創設したものである。

この内容は、優秀映画として申請された作品について、年度ごとに十本を選び、それぞれ一、〇〇〇万円の製作

奨励金を交付する。その選考は、文化庁が優秀映画選考委員会を設置し、そこで学識経験者、一般観客等の意見を参考にして、慎重に行っている。

また、昭和五十一年度からは、ことも向けテレビ用優秀映画製作奨励金交付制度が新設された。この制度は、優秀なことも向けテレビ用アニメーション映画の製作を促進し、もってその質的向上を図り、併せてこどもたちの豊かな情操の育成に資することを趣旨としている。

この内容は、優秀アニメーション映画として申請された作品について、年度ごとに五本を選び、それぞれ六〇〇万円の製作奨励金を交付する。選考については、優秀映画に準じて、選考委員会を設置して行っている。

★テレビ放送「美をもとめて」の開始

文化庁が企画・提供する文化テレビ放送「美をもとめて」は、国民の文化的情操の向上に資するため、国立博物館・美術館の特別展等の陳列品および収蔵品、その他わが国および外国の文化財、文化的催し物等の紹介・解説をするため、昭和四十七年に放送を開始した。

この番組は、東京放送（TBS）および朝日放送（ABC）の二局から週

一回六か月間放映を始め、以来その規模を年々拡充し、五十年度からは東京放送（TBS）をキー・ステーションとして全国二四局ネットで放送を続けている。この番組は、美術を中心とした芸術紹介番組として好評を博している。

★国語の改善

国語審議会は、昭和四十一年六月、文部大臣から「国語施策の改善の具体策について」の諮問を受け、第八期以降「当用漢字音訓表」と「送り仮名の付け方」の改善の問題を取り上げて検討を続けたが、昭和四十七年六月二十八日第十期国語審議会の最終総会で「当用漢字改定音訓表」及び「改定送り仮名の付け方」を文部大臣に答申し、同時に「国語の教育の振興について」を建議した。この二つの答申では、従来の国語施策の制限的な色彩を改め、法令・公用文書・新聞・雑誌・放送等一般の社会生活において現代の国語を書き表す場合の「目安」又は「よりどころ」とするということが基本的な方針とされており、建議では、国民生活の各分野における国語の教育の振興について考えが述べられた。

政府はこの答申に基づいて、昭和四十八年六月十八日付けをもって「当用漢字音訓表」と「送り仮名の付け方」について新しい内閣告示・訓令を出し、

昭和四十八年度

★地方文化施設整備費補助の大幅増と地方文化施設自主事業補助の創設

音楽堂、劇場、展示場等の機能を果たす文化会館等の公立文化施設は、地方における芸術文化活動の拠点として、重要な機能を果たしている。国はその整備を促進するため、昭和四十二年から施設整備費に対し補助してきたが、昭和四十八年度には文化施設整備の全国的な高まりにこたえて、補助単価を一、五〇〇万円から倍額の三、〇〇〇万円とし、補助館数も一五館から二〇館に増加した。昭和五十三年度には、全国一六館に対し、各七、五〇〇万円の補助を行うこととしている。また、昭和四十八年度には、同じく地方芸術文化活動の振興を図るため、

地方公立文化施設が自主的に企画して行う文化事業に対しても新たに補助することとした（七〇市分、総額三、五〇〇万円）。

★国宝東大寺大仏殿 昭和の大修理に着手

東大寺は、聖武天皇の発願により、総国分寺として七五二年に建立され、その後一八〇年、一五六七の兵火に焼け、現在の建物は公慶上人が一七八年に再建したものである。

明治三十六年から大正二年にかけて屋根葺き替えと軒廻りを修理（明治大修理）したが、様式上軒構造に無理があり、荷重を軽くするのに瓦の間隔を少し広げたなどのことから雨漏りを生じ、昭和四十七年度から屋根葺き替えの準備に着手し、昭和四十八年度から本格的な修理に着手した。

何分にも史跡地に建つ世界最大の木造建築（桁行（正面）五七米、梁間（側面）五〇・五米、高さ四七米）であり、平瓦一枚の大きさも横五五種、縦四七種、厚さ三・五種で重さが一五疋もあるため、工事用の素屋根も明治大修理の丸太組に対して安全かつ割安で、機械設備の導入による工事の促進化に關しても、経済的な鉄骨造、屋根鉄板張り、外壁シート張りとするなど、万全の計画で進められてきた。

★ベルヌ条約ブラッセル 改正条約等の締結

著作権の國際的保護の二大支柱の一つにベルヌ条約がある。同条約は一八八六年スイスのベルヌで創設されたもので、以来ほぼ二十年ごとに改正され、著作権の保護を厚くしてきている。わが国は明治三十二年この条約に加入し、以後順次改正条約を締結し、昭和四十九年には、現行著作権法制定以来の懸案であった一九四八年のブラッセル改正条約（保護の水準が最も高いものといわれている）を締結した。同条約は、開発途上国のための著作権緩和規定を設けた一九七一年のパリ改正条約が最新のものであるが、わが国は昭和五十年にこの改正条約をも締結した。

なお、國際著作権制度の他の柱である一九五二年の万国著作権条約には、わが国は昭和三十一年に加入し、その後ベルヌ条約パリ改正条約と同趣旨の規定を設けた一九七一年のパリ改正条約を昭和五十二年に締結した。

★国宝・重要文化財等の 買い上げ充実

文化庁においては、文化財保護委員会に引き続き、国宝・重要文化財等の買い上げを実施している。昭和四十三年文化庁発足当時、一億三、九五〇万

総事業費は三七億九、五九〇万円となり、現在既に瓦の葺き替えを終わり、素屋根の解体を始めており、今後は防災施設の復旧整備や、工事のために一時解体した回廊の復旧などを行って、昭和五十五年三月に竣工する予定である。

★史跡等買い上げ事業の 飛躍的拡充

史跡等に指定されている土地は、その現状変更が規制されるため、財産としての利用に支障が生じることが多く、それへの補償の意味で民有地を買い上げる必要があり、また一方、史跡等の公開・活用を図るためにも買い上げ済み地の整備は有効であることが多い。このため、史跡等に指定されている民有地については、昭和三十年度から国庫補助事業による買い上げを実施してきたが、昭和四十年代後半に至って土地買い上げ制度の拡充の希望が強くなった。

文化庁では、この情勢に対処するため昭和四十八年度からは国庫補助率をそれまでの五〇パーセントから八〇パーセントに引き上げ、昭和四十九年度からは通常の方法による買い上げのほか、地方の土地開発公社および起債による民有地の先行取得（その後年度における地方公共団体への再取得または

円であった買い上げ予算が、その後大幅に増額され、昭和四十九年度には一〇億六、〇〇〇万円に達し、さらに昭和五十三年度には一六億七、五〇〇万円に達している。

- (1) 国宝・重要文化財のうちで歴史上・芸術上特に価値が高く、国民共通の財産として国において計画的に購入にあたっては、
 - (2) 所有者から文化財保護法第四十六条に基づく売り渡し申し出のあったもの、
 - (3) 指定文化財のうち管理が適切でないもの、あるいは散逸等のおそれがあるため緊急に購入すべきもの、
 - (4) 重要文化財に準ずる文化財で海外流出のおそれのあるもの、
- 等について、これを国で買い上げ国において保存・活用を図っている。
- また、国立の博物館・美術館において各館の予算の範囲内で購入できない高額な物件については、文化庁が買い上げて、各館で活用できるよう弾力的な運用を図っている。

なお、買い上げに関しては、昭和四十七年度租税特別措置法の改正により、個人が国宝・重要文化財等を国に譲渡した場合の譲渡所得を非課税とすることが法制化されたことは、流動性のある個人所有の文化財の国有化を促進す

起償の償還に対して国庫補助を行う）の制度を導入し、さらに制度的には、昭和五十年の文化財保護法改正に際してそれまで予算措置として行われていた土地買い上げに関する根拠規定を新設し、その充実を図った。そのほか、予算額の増額についても常に最大の努力を傾注しており、その結果昭和四十九年度の約五、九〇〇万円に対して、昭和五十三年度には六一億五、〇〇〇万円（先行取得枠は別）の予算が計上されている。

昭和四十九年度

★モナ・リザ展の開催

昭和四十八年九月、訪欧中の田中首相（当時）と、フランスのボンビドー大統領（当時）との会談によって決定をみたレオナルド・ダ・ビンチ作「モナ・リザ」（パリ・ルーブル美術館蔵）の日本における初めての展覧が、昭和四十九年四月十九日から六月二十日まで東京国立博物館で行われた。

この作品は世界美術の至宝といわれ、フランス以外の国で公開されることはきわめてまれなことであるため、広く国民的関心と呼び会期中総計一五〇万人を超える観客を集め、わが国の文化

る措置として時宜を得たことといえる。

さらに、昭和五十一年度からは国指定の重要文化財を地方公共団体に譲渡した場合も非課税扱いにすることができるようになり、個人所有文化財の散逸防止、公有化が促進されることとなった。

★いごも芸術劇場の発足

人格形成途上にある青少年（十四歳～十九歳）に対して優れた芸術を鑑賞する機会を提供することがきわめて有用であることにかんがみ、昭和四十二年度から「青少年芸術劇場」として無料で行う舞台芸術作品の巡回公演を行ってきたが、昭和四十九年度からは、地方のこどもたち（六歳～十三歳）に対しても優れた舞台芸術を鑑賞させ、情操を豊かにしてその健全な育成に資するため、国は新たに音楽、演劇等を無料で巡回公演する「こども芸術劇場」を実施することとした。

四十九年度は、オペラ、音楽劇、バレエおよび児童劇の四種目について四七公演を行い、一会場当たり、一五九名、総入場者数五万四、四八五名に上り、全国の多くのこどもたちが優れた芸術を鑑賞することができた。

なお、昭和五十年年度から、新たに合唱が加わり、五種目の公演を行うこととなった。

史上に輝かしい記録を残して無事終了した。

★奈良国立文化財研究所の 施設の拡充

昭和四十九年に、同研究所の付属施設として、埋蔵文化財センターが新設された。この埋蔵文化財センターは、開発事業等と埋蔵文化財の保護との調整をはじめとする諸施策の推進に直接携わる地方公共団体の職員を対象として、発掘調査等に関する専門的・技術的な研修を行いその資質の向上を図るとともに、地方公共団体の実施する発掘調査について専門的・技術的指導・助言等を行うことを目的として設置されたものである。

昭和五十年には、同研究所の付属施設として飛鳥資料館が設置され開館した。同資料館は、その設置が昭和四十五年十二月に閣議決定されたもので、飛鳥地方が、わが国律令国家の体制をはじめ形成した地域で、歴史上、政治的・文化的にきわめて重要な地位を占め、宮跡・寺跡・古墳等の遺跡が数多く存在し、またかつて「万葉集」等にうたわれた風土が今日でも随所に残っているところから、この地域を訪れる人々や広く一般国民の同地域に関する理解を深めることに役だてようという目的で設置されたものである。

昭和五十年年度

★文化財保護法の改正

文化財保護法は、昭和二十五年に制定され、昭和二十九年に一部改正があった後はほとんどその内容に変更がなかった。しかし、その後の社会・経済の急激な変化に伴う開発事業の急速な進展や国民生活の変化等の理由で、同法の改正の必要が各界から強く要望されていた。幸いにして、昭和五十年七月、衆議院文教委員会を中心とする議員立法により同法の改正法が成立・公布され、同年十月一日から施行された。

- (1) 埋蔵文化財の保護の制度を整備したこと。特に、国、地方公共団体、公社、公団等と文化庁長官との協議制度を創設したこと、および遺跡発見の際の工事の停止・禁止命令の制度を創設したこと。
- (2) 民俗資料の名称を民俗文化財に改めるとともに、民俗芸能を民俗文化財の中に位置づけることとし、また、無形の民俗文化財について指定制度を創設したこと。
- (3) 集落、町並みの保存を推進するため、伝統的建造物群保存地区制度を

創設したこと。この伝統的建造物群保存地区は、まず、市町村が決定し、市町村が決定した伝統的建造物群保存地区のうちから、国が重要伝統的建造物群保存地区を選定し、国庫補助等を行うこととされている。

(4) 文化財の保存技術の保護のため、選定保存技術の選定制度を創設した。

(5) 都道府県に文化財保護審議会を置くことができることにするとともに、文化財保護指導員制度を新設するなど、地方公共団体の行財政体制を整備した。

★国立歴史民俗博物館 設立準備費計上

国立歴史民俗博物館（仮称）は、明治百年記念事業のひとつとして昭和四十一年にその設置が閣議了解されて以来、同博物館設立実現のための努力がなされていたが、文化庁は昭和五十一年に、国立歴史民俗博物館（仮称）設立準備費三億一、五九七万二千元を計上した。

同年には、国立歴史民俗博物館（仮称）設立準備委員会も発足し、組織運営、展示収集、施設計画等の設立準備に関する事項の検討を開始した。また、博物館資料買い上げ、用地の一部購入（千葉県佐倉市）、基本設計の実施等も

行われた。

同博物館は、わが国の政治、経済、社会、文化などの各分野にわたる歴史資料および衣食住、生業、信仰、年中行事などに関する民俗資料を、調査・研究を基礎として、収集し、保管し、展示し、併せてこれらの資料についての情報サービスおよび教育普及活動を行うことにより、歴史資料および民俗資料の保護を図るとともに、国民はじめ広く世界の人々が、わが国の歴史と民俗に親しみ、その知識と理解を深めることを目的としている。

★芸術祭三十周年

芸術祭は、昭和二十一年秋、終戦直後の荒れ果てた焼土にいち早く芸術の祭典の花を咲かせることにより、国民の生活に再建の希望と勇気を送りこむことを目的として開催されたものであるが、今日では、国民生活の安定とともに、その性格も芸術の普及と育成のためのものとも趣も変わり、芸術分野を包含する総合的な一大行事として年々規模も拡大し、充実した内容で実施されている。

昭和五十年度は、この芸術祭開始三十周年にあたり、恒例の芸術祭開幕祝典には、皇太子・同妃殿下の御臨席を賜り華やかに挙行し、新作歌舞伎をはじめ、オペラ、バレエなど十二本の

進めている。

★国立国語研究所日本語 教育センターの設置

昭和五十一年十月一日、国立国語研究所に、外国人に対する日本語教育の充実振興策の推進のための中核的機関として、日本語教育センターが設置された。

これとともに、敷地選定作業を進めてきたが、五十二年十二月、通産省東京工業試験所の筑波移転跡地（渋谷区本町一丁目所在）を最適地と考え、関係方面と折衝中である。

★著作権審議会小委員会の 報告

著作物利用手段の開発普及に伴い生じている著作権問題の検討については、現行著作権法制定以来の懸案となっているが、当面の問題としてコンピュータ、ビデオおよび複写複製機器に関連する著作権問題について、それぞれ著作権審議会に小委員会を設置し、問題点の整理、対応策の検討を行い、その審議結果を昭和四十八年（コンピュータおよびビデオ関係）、および昭和五十一年（複写複製関係）に報告書にまとめて公表した。なお、同審議会は、現在、録音・録画関係の著作権問題について小委員会を設置し、検討を

意欲的な作品が主催公演として発表された。特に、日本放送協会との共催で、「アジア民族芸能祭」を開催したが、これは、昭和四十三年、明治百年記念芸術祭の折にも開催されている。今回は、さらにその規模・内容を充実して実施されたものである。

協賛公演では、例年より大幅に件数をふやし、海外からの来日芸術家（団体）の四件を含め、計二十四本を実施参加公演（作品）は、二五三件の多きに至った。

芸術祭は、三十周年以後も、昭和五十二年度には、通例の公演のほか、芸術祭特別公演として、「第一回日本民謡まつり」を、全国十六県から代表する民謡とイラン・イラクから民俗音楽演奏家を招へいし実施するなど、充実が図られている。



★文化行政長期総合計画の 「まとめ」を発表

文化行政長期総合計画懇談会は、昭和五十年七月三十一日、文化行政の長期総合計画の策定について、調査・討議を行うため、文化庁に設けられた。この懇談会は、内村直也氏を会長と

これらの事業を充実・発展させていくことが望まれる。



★国語審議会「新漢字表 試案」発表

国語審議会は、第一期以降「当用漢字表」（別表を含む）と「当用漢字字体表」の改善の問題を取り上げて検討を続けてきたが、昭和五十二年一月二十一日第十二期国語審議会の最終総会で「新漢字表試案」を文部大臣に報告した。この試案は、先の音訓表の改定の場合と同じく、法令・公用文書・新聞・雑誌・放送等、現代の一般社会生活における漢字使用の「目安」となることを目指しており、表には字種のほか音訓及び字体を併せ示してある。字種は、一、九〇〇字を収め、当用漢字表にない八三三字が入っており、当用漢字表にある三三三字が入っていない。音訓については先に改定した音訓表の考え方を踏襲し、字体については現行の字体表の字体と大差のないものとするとしていた。

現在、第十三期国語審議会において、字体に関する具体的な諸問題や「当用漢字別表」の扱い、人名漢字の扱いな

する三十三人の芸術文化、文化財保護などに関係する各界の有識者により構成され、芸術文化の向上、地方における文化の普及、文化財保護の充実強化、国際文化交流の推進等について、全二十回の会合を開催し、これらの課題について論議を重ね、昭和五十二年三月二十三日に「文化行政長期総合計画について」の「まとめ」を発表した。

★第二国立劇場の基本構想

まとめ

現代舞台芸術のための第二国立劇場の設置については、かねてから関係方面から強い要望があるところであるが、国立劇場法が昭和四十一年四月に国会で可決された際にもその必要性についての附帯決議がなされている。

このため、その設置の促進を図るべく、四十六年度から設立調査を行ってきたが、五十一年五月には、第二国立劇場（仮称）に關しての文化庁長官の諮問機関である設立準備協議会（会長

★第一回全国高等学校総合 文化祭の開催

高校生の相互交流と文化活動の向上を図り、青少年文化活動の振興と高等学校教育の充実に資するため、音楽、演劇等の文化活動に関する全国的規模での発表会が、第一回全国高等学校総合文化祭」として、千葉県主催、文化庁後援の下に五十二年七月三十一日から八月三日までの四日間にあたり、千葉市で開催された。

演劇、音楽（合唱、吹奏楽、邦楽）、マーチングバンドの三部門に、全国二十五県から九三校の高校生約三、九〇〇人が出演し、日ごろの研さんの成果を約五、一〇〇人の観客に披露し、大会は成功裏のうちに終了した。

第二回大会は、兵庫県が主催し、新たに美術、工芸、書道部門を加え、五十二年八月二日から五日まで神戸市等を会場に開催される予定である。

★国立国際美術館、東京国立近代美術館工芸館の 開館

旧万国博美術館を国立美術館として活用しようにとの関係各方面からの要望を受けて、四十九年度から大阪府吹田市万博記念公園内にある美術館を改修するなどして国立国際美術館の設立準備を行ってきたが、五十二年十月十四日、日本で四番目、大阪では初めての国立美術館が開館した。この美術館は、日本美術の発展と世界の美術との関連を明らかにすることを特色として、開館記念展として、「日本の美——その色とかなち」を行った。

また、十一月十四日には、東京国立近代美術館工芸館が開館した。これは、四十八年に重要文化財として指定を受けた旧近衛師団司令部の建物を日本の優れた工芸品を展示する施設として活用するものであり、開館記念展として「現代日本工芸の秀作」を行った。

さらに、落語、講談、漫才等の大衆芸能に関する資料の保存、活用、および演芸の公開等を目的とする国立演芸資料館（仮称）の設立準備を四十九年度から行っているが、五十二年十二月には国立劇場隣接地を建設用地として工事に着手した。同施設は開館後は国立劇場の施設として運営される予定であり、五十三年度中に工事を完成し、開館することとなっている。

★津地鎮祭事件最高

裁判所判決

昭和五十二年七月、最高裁判所大法廷は、いわゆる「津地鎮祭」事件について合憲との判断をくだした。

この判決は、政教分離、憲法二〇条三項の宗教的活動についての最高裁判所レベルでの判断であり、国の機関などと宗教活動とのかわり合いについて、具体的な事例を通してなされた判断としてその持つ意味合いは大きい。

この事件は、津市体育館の起工式が、地方公共団体である津市の主権により、昭和四十年一月十四日、同体育館の建設現場において宮司ら四名の神職主宰のもとに神式にのっとり挙行され、その挙式費用に公金が出されたとして、その適法性が争われていたものである。

★包括宗教法人等管理者 研究協議会の開催

昭和五十三年三月六日、国立教育会館大会議室において、文化庁、日本宗教連盟、および同連盟加盟五団体の共催の下に、「昭和五十二年度包括宗教法人等管理者研究協議会」が開催された。これは、包括宗教法人等管理者、学識経験者、宗務行政関係者等が一堂に会し、それぞれの立場で有する宗教法人関係の問題について、相互に問題提起

し、自主的に研究協議を行って、その成果を今後の宗教法人の管理・運営に生かし、また宗務行政の参考とするというもので、初の試みである。この会議では、①宗教法人の行う行事について、②宗教法人の組織について、③被包括関係について、の三つの議題について、宗教法人関係者による発題、出席者による質疑応答、学識経験者による助言等がなされ、活発に研究協議が行われた。